

**平成 2 1 年第 4 回七戸町議会定例会  
会議録（第 3 号）**

平成 2 1 年 1 2 月 9 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分 開議

**○議事日程**

- |        |           |                                        |
|--------|-----------|----------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 8 5 号 | 七戸町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2  | 議案第 8 6 号 | 七戸町手数料条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第 3  | 議案第 8 7 号 | 町道路線の認定について                            |
| 日程第 4  | 議案第 8 8 号 | 平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 4 号）      |
| 日程第 5  | 議案第 8 9 号 | 平成 2 1 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）      |
| 日程第 6  | 議案第 9 0 号 | 平成 2 1 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）        |
| 日程第 7  | 議案第 9 1 号 | 平成 2 1 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）    |
| 日程第 8  | 議案第 9 2 号 | 平成 2 1 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）     |
| 日程第 9  | 議案第 9 3 号 | 平成 2 1 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）    |
| 日程第 10 | 議案第 9 4 号 | 平成 2 1 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 3 号）          |
| 日程第 11 | 報告第 1 6 号 | 平成 2 0 年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告について |
| 日程第 12 | 発議第 6 号   | 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書           |
| 日程第 13 |           | 委員会報告書について（各常任委員会及び議会運営委員会）            |
| 日程第 14 |           | 閉会中の継続調査申出書について（各常任委員会及び議会運営委員会）       |

**○出席議員（1 6 名）**

- |     |       |           |     |       |           |
|-----|-------|-----------|-----|-------|-----------|
| 議 長 | 1 8 番 | 田 中 正 樹 君 | 副議長 | 1 7 番 | 工 藤 耕 一 君 |
|     | 1 番   | 附 田 俊 仁 君 |     | 2 番   | 佐々木 寿 夫 君 |
|     | 3 番   | 天 間 清太郎 君 |     | 4 番   | 瀬 川 左 一 君 |
|     | 5 番   | 盛 田 恵津子 君 |     | 6 番   | 田 嶋 弘 一 君 |
|     | 7 番   | 田 嶋 輝 雄 君 |     | 8 番   | 三 上 正 二 君 |

9 番 天 間 清太郎 君  
1 3 番 二ツ森 圭 吉 君  
1 5 番 中 村 正 彦 君

1 2 番 松 本 祐 一 君  
1 4 番 田 島 政 義 君  
1 6 番 白 石 洋 君

---

○欠席議員（2名）

1 0 番 原 子 孝 君

1 1 番 川 村 三十三 君

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

|                        |           |                    |           |
|------------------------|-----------|--------------------|-----------|
| 町 長                    | 小 又 勉 君   | 副 町 長              | 大 平 均 君   |
| 総 務 課 長                | 塚 尾 義 春 君 | 支 所 長<br>(兼支所庶務課長) | 千 葉 岩 男 君 |
| 企画財政課長                 | 楠 章 君     | 税 務 課 長 補 佐        | 高 田 浩 一 君 |
| 町 民 課 長                | 澤 田 康 曜 君 | 社会生活課長             | 附 田 繁 志 君 |
| 健康福祉課長                 | 田 中 順 一 君 | 会 計 課 長            | 天 間 勤 君   |
| 農 林 課 長                | 森 田 耕 一 君 | 新幹線建設対策課長          | 八 嶋 亮 君   |
| 建 設 課 長                | 神 山 俊 男 君 | 商工観光課長             | 米内山 敬 司 君 |
| 上下水道課長                 | 天 間 一 二 君 | 城南児童館長             | 向中野 良 一 君 |
| 教育委員会委員長               | 中 村 公 一 君 | 教 育 長              | 倉 本 貢 君   |
| 学 務 課 長                | 米 澤 秀 一 君 | 生涯学習課長             | 花 松 了 覚 君 |
| スポーツ振興課長               | 櫻 田 明 君   | 中央公民館長             | 二ツ森 政 人 君 |
| 南 公 民 館 長<br>(兼中央図書館長) | 小 原 信 明 君 | 農業委員会会長            | 佐 藤 午之助 君 |
| 農業委員会事務局長              | 大 村 清 隆 君 | 代表監査委員             | 野 田 幸 子 君 |
| 監査委員事務局長               | 小 林 広 一 君 | 選挙管理委員会委員長         | 松 下 喜 一 君 |
| 選挙管理委員会事務局長            | 澤 田 康 曜 君 |                    |           |

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

|         |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 小 林 広 一 君 | 事 務 局 次 長 | 築 田 政 光 君 |
|---------|-----------|-----------|-----------|

---

○会議録署名議員

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 番 | 君 | 番 | 君 |
|---|---|---|---|

---

○会議を傍聴した者（3名）

---

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがいまして、平成21年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。  
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。  
これより、12月8日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。  
これより、議案審議に入ります。

---

○日程第1 議案第85号

○議長（田中正樹君） 日程第1 議案第85号七戸町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） この条文を読んだだけでは意味がわかるのですが、中身がよくわからないということで、老人福祉センターは結局これは管理運営を指定管理者制度にするということで、現在、七戸町にある社会福祉協議会がありますね、あれとの関係はどういうふうになるのでしょうか。

以上です。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

通称ゆうずらんどですけれども、これはそのまま社会福祉協議会のほうへの指定管理ということで、管理分は委託をお願いするということです。そして、今、ここで提案してございますのは、天間林老人福祉センターのほうを指定管理制度に持っていきたいために、あのような条例改正をお願いしているということでございます。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） だから、それはわかるのですが、指定管理者制度は七戸の社会福祉協議会との関係はどうなりますか、その天間の老人福祉センター…。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 天間林老人福祉センターにつきましては、今後公募等でまた募集して指定管理をお願いするということになります。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 8 5 号七戸町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第 2 議案第 8 6 号

○議長（田中正樹君） 日程第 2 議案第 8 6 号七戸町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 8 6 号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第 3 議案第 8 7 号

○議長（田中正樹君） 日程第 3 議案第 8 7 号町道路線の認定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 87 号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第 4 議案第 88 号

○議長（田中正樹君） 日程第 4 議案第 88 号平成 21 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

質疑に入る前に、本案に関連して 9 月定例会及び 11 月臨時会議における答弁の積み残し分がありますので、担当課長から説明させます。

初めに、企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） それでは、9 月議会に要望のありました町内指名業者の社会保険加入の状況について御報告をいたします。

9 月議会前に町内指名願いを提出してございます。業者 46 業者のうち、まだ未加入、あるいは態度がまだ検討中というふうな業者が 13 名ございました。11 月現在で調査をいたしましたところ、加入済み 3 社、加入の途中で 1 社、それから加入に向けて検討中が 3 社と、それから適用除外、いわゆる社員の人数がその法的な加入の要件を満たさないというふうな社保とのやりとりの中で、そういうふうなお話をいただいたという業者等が 6 社というふうな状況でございます。

私ども議会のほうからもやはり社保の加入についてと、指導はということを御指導をいただいております、私どもも鋭意業者さんのほうでそういうふうにしてございましたけれども、加入率のほうは大分進んでございます。今後とも、適用除外あるいはまたその検討中のを含めまして、全社が加入していただけるように今後とも指導をしてまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 次に、総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） それでは、私のほうから、9 月議会でも 2 番議員さんから御指摘ありました、財政援助団体等監査についての公文書できちっと出したほうがいいのではないかと、皆様のお手元に配付してございました。代表監査委員からの意見、それから裏が町長からの職員各位ということで出してまいりました。

これにつきましては、7 月の 14 日、文書で再度確認してくださいということで、職員にも全員に通知出したものでございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

そして、もう 1 点、11 月の 27 日の臨時議会で、同じく 2 番議員から職員の平均の年収の減額が幾らになるのかという御質問でございます。

年齢が45歳から46歳で年収減が11万8,608円になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田中正樹君） 説明が終わりました。これについて御質問がある方はどうぞ。

14番。

○14番（田島政義君） 財政課長にお聞きしたい、その指導を、保険をかける会社の社保等のほうの指導の何名だとかけなければいけないとか、かけなくてもその値しないという会社は、株式会社なのか有限会社なのか、社員が何人ぐらいいるのか、それをちょっと聞きたい。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問に、社会保険事務所では常時5人以上いる事業所が適用の対象になるというお話をいただいております。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 町の指名審査会、副町長、あんた委員長なはずですから、そうすると、その何名の会社だと5名以上だと社会保険かけなければいけない。3人か4人でも指名に入れるわけですか、それはどうですか。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（大平 均君） 先般、11月に入札制度の来年度からのどうやるかということで、指名審査会等等級審議会の合同の会議を持ちまして、来年の4月からは入らなければならないところは全部入るといふことの公表でやることにしております。

指名の関係は法律的に加入するということになれば、加入は義務づけるわけですが、それ以下の場合には加入しなくてもいいということになりますと、人数にかかわらず資格とか条件に合えば指名することになります。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） はっきりしておかないと、片方ではやりなさい、そうすると、今このように人数が出てくると当然我々とすれば、では工務店だろうと何であろうと人数がいてさえ、需要を満たしていれば指名願ひ出して、また指名しなければいけないわけですよ。今ののそういうのは人数が5人以上なければならないけれども、5人以下でも指名しているということなので、これからいくと、町は。5人以下の会社でも指名しているから、私は聞いたのであつて、そうするとやはり何々建設会社でなくて、何々工務店でも大工さんが大工さんが満たして資格者がいれば、指名願ひ出せばこの町は指名に入れなければならないのですが、その辺はどうなのですかということです。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

○副町長（大平 均君） 先ほど言いましたように、加入義務があるということになりますと、やっぱり加入をしてもらうと。それ以下ですと、経審なりそういう資格者なりの条件を満たせば、やはり少なくとも指名をせざるを得ないということになります。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 8 番。

○8 番（三上正二君） 今、指名ですけれども、これから今後この条件つき一般競争入札制度になってきますよね。そういうふうになったときは、だれでもかれでもその地域の中にいれば、その条件を満たせば入ることになる分だけ、そのときもっと困りませんか。今こっちは精査することについても条件つけば一定の条件を付しておかないと、そういった私も社保かけているからわかるのですけれども、社保じゃないと町の持ち出しもあるわけでしょう、国保だって。国保のほうは業者でありながら、一般の仕事は別なのですけれども、社保と国保の違いありますよね。それでは国保だと行政側の許可する社保は自分の負担と会社の負担ですけれども、国保の場合はそうじゃないのがあるでしょう。でもそれ一般の仕事ならいいのですけれども、公共事業となったときには、公共事業の形の仕事しながら、またこの公共的な形から国保という形で恩恵受けていることになりませんか。ただねその辺がこれからなるだろう条件つき指名競争入札になったときには、もうこっちで審査するのではなくてきちっとやっていると、だれでもかれでも出てくる、その辺はどう考えてますか。

○議長（田中正樹君） 答弁よろしいですか。

8 番。

○8 番（三上正二君） 確かにこの2人か3人といったら、これかわいそうだから困るけれども、ただ、それが公共事業になってくると、また意味合い違ってくるでしょう。ましてや、今は指名だから、これはだめだとはじくのできるけれども、そうじゃなく一般競争入札は私が資格あるというのだと皆そうやって来るんだよ、そういうことでしょう。そのとにちゃんとした今の形がしっかりした形でやっておかないと、どこまでという形がうやむやになれば困るのではないですかということです。あとでもいいですよ。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（大平 均君） お答えいたします。

一般競争というのは、最終的にそういう目標でございますけれども、条件つきということで、いろいろ制限をしますので、その辺で御理解願いたいと思います。

○議長（田中正樹君） 14 番。

○14 番（田島政義君） 私が心配しているのは、社会保険掛けなければ労災が適用にならなければ困るのではないですかということなのです。町の公共事業をやっけてがをしました。実は国保で労災が掛けてなかった、そういう人を指名さへ入れるの、それを心配しているのです。その辺はどうなっているのですか。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

○副町長（大平 均君） 先ほど、社会保険の話しましたが、雇用保険、労災保険というのは、ほとんどの業者は入ってございます。そこで、先ほど言いましたが、条件つきということでいこうとしてますので、条件つきの部分でその辺制限したいと、こう思ってます。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

ほかにないようですので、本案の質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

9ページから13ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 13ページ、総務費の町債のところの七戸駅周辺土地地区画整理事業、あるいは新駅周辺地区町づくり交付金事業が、合わせて2億3,600万円の減収になっているのですが、これはどういうことでしょうか、御説明ください。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

観光交流センターの建設にかかわりまして、今年度、来年度に2カ年度で建設を発注してございます。ところが、本年度の工事発注の時期がちょっとおくれまして、今年度分の事業費出来高の消化が当初より進まなかったということで、本年度分の消化できない部分の町債をお返しするという形の予算の減額でございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

16番。

○16番（白石 洋君） 消化ができなかったということですが、これどういうことで消化できなかったのですか。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

当初の発注時期より二月ぐらいおくれまして、最終的に工事の進捗が当初80%ぐらいできるのではないかということの予算でしたが、最終的に今年度40%ぐらいしか進捗しないということで、その分の事業費を減額するということで、この減額する分については、2カ年継続ですので、来年度の当初のほうに予算を持って行って、最終的な完成を見るという形でございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） どっちのほうの理由だかわからないけれども、どちらかが、恐らく発注がずれて発注されたというふうな感じに聞こえるわけですが、だからそれがなぜそうなったのですかと聞いているわけですよ。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

それは駅舎の工事の取り合い等の、それと駅舎の建築確認の変更等もありまして、そのずれがございまして、そういう事情でございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 駅舎の計画のずれがあったというけれども、駅できているでしょう。その関係で当方の設計が駅の位置が、出るとか入るとかという入り口がずれるとか、そういったことに手間取ったからということですか。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

駅舎の全体的な見直しということではなくて、駅舎自体の出入り口のところの部分的なところの駅自体の変更、建築の変更が生じたということもございまして、そちらのほうの変更の許可がおりないと、こちらのほうの建築確認の申請、それからそれに伴う許可申請の手続きができないという、ちょっと手続上のことがございまして、発注時期がずれたということでございます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 駅舎はいろいろな意味で当初の位置やなんかについても、いろいろあって、それでずれてきたというふうを感じるわけですが、しかし、そうは言いながら、とにかくそれなりの年月がたって、駅舎そのものはできてるわけだから、後発するその観光交流センターというのは、そのここならここというところへぼつっつと行けばいいわけだから、何もそんなに2カ月も何ぼもずれるというふうなこと自体が、私ちょっと納得できないような感じがするのですよ。

ただ、いずれにしても、こういう冬期を迎えるようなときに、それなりに無理をしないでいろいろなことを考慮した上で、こういうようなことをきちっとしておいたということについては、これはそれなりに評価をするのですけれども、ただ、発注して間もない何カ月もたたないうちに、実は、我がほうで発注がおくれたからというふうなことで、こういう操作をしていくというふうなこと等になるとすれば、非常に心配な部分があるから、私はその辺のことも頭にあるものだから、いや、おかしいのではないかなというふうなことなのですよ。そういうふうないろいろな事情があったというふうなことであれば、これいたし方のないことかもしれませんけれども、私はそういうつもりで伺ったのですが、その

辺はどんなものですか。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

いろいろと手続上の事細かなことがございましたが、本年度進捗がこの程度までしかいけないということでもありますので、いろいろと期間的には短い部分、御心配をおかけする部分がございますが、ただいまの町債にしても、これからも出でることもございますが、心配のないような形で進めることで計画してございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 課長、今の駅舎そのものは、これはあくまでも国土交通省が土地を買ってやっていますよね。観光交流センターも町単独でしょう。設計の変更というのは機構のほうですか、それとも町側ですか、その辺、ちょっと。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） 設計の変更につきましては、観光交流センターのほうでなく、駅舎のほうの変更の事情が生じたことで、そちらのほうの許可がちょっとおくれたということがございます。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 運輸機構のほうでやっている図面の中身のおくれということで、よろしいですね。

○議長（田中正樹君） 新幹線建設対策課長。

○新幹線建設対策課長（八嶋 亮君） お答えいたします。

はい、そのとおりでございます。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） あと農林課長にお聞きしたいのですが、この農林水産補助金に関連して、今、農協が合併をしたいというので、いろいろあるのですが、この前私ちょっと話したのですが、町が建てて、旧天間林村の時代なのか、合併してからでもいいですが、農協に補助して建物建てた、そのまま町の所有になっているのがあると聞いているのですよ。今までの処理ならば、町が補助金出して建物借りたのが全部農協に登録していたのですね。だから、農協に登録しないで農協で貸与して行って、指定管理をこれからしようとする建物がどのくらいあるのか、農協そのものがまた、これは今後大きい合併もありますから、町の財政が厳しい、何も町がその所有する農業施設があらなくても、やっぱりもう農協に補助金くれて建てたのだったら、農協に登録すればいいわけですよ。その辺こ旧七戸と旧天間の違いがあったのですが、その辺の農業施設でそういう農協が使っている協同組合が使っている中での、そういう農協側に登録しないで町側に登記している、そういう施設が何施設あるのか、教えてください。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

前に町のほうで建設した施設につきましては、建設した後に管理の委託をしております。それで、今回施設で私も知っているのは、10施設でございますけれども、これにつきましては18年の6月16日から19年の3月16日までの間に全部指定管理しております。これは旧天間、それから旧七戸とも同じ期間で指定管理ということになってございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） そうでなくて、町がその農協に貸している施設が何カ所あるのかということです。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

七戸町の農業施設ということで、これは左組のところのローズカントリーのところがございますけれども、この施設もまず1施設として考えれば10施設でございます。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 同じ問題なのではけれども、視点を変えて聞きます。

これもしかすると町長が答弁しなければならない、というのは、今14番議員が言ったみたいに、合併する前にはその月々の状況があつて、そういう方でやったと思うのですよ。けれども、今現在になれば、こういう町の自主財源も少ない形の中で、土地は農協のほうだと、でも建物を建てるのは補助金くれて役場のものだと、行政のものだと。税金その土地にかけても建物にはかからないわけです。とすれば、これいろいろな例えば保育所とか、そういうのも全部絡むのでしょうけれども、ただどうしてもできない部分とできるだけ、どうせ貸しているのだから、指定管理してたって、取れるわけでもないのだから。とすれば逆にもうくれるという形で税金なら税金、そういう形にしたほうがかえってすっきりすると思うのですよ。そういう絡みであれば、見方になればどれぐらいあるのですか、特に農協関係の場合、これ財政課長のほうがわかるのかな、税務課長のほうがわかるのかな。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） この施設は、いわゆる国の補助金を受けています、何とか事業、かんとか事業ということで。いわゆる3年5年の使用ではなくて、いわゆるその補助の網というのがもう例えばあの減価償却の期間であるとか、そういうふうにかかるわけですよ。そうすると、その期間使えますよという事業でやっているものですから、合理的に考えれば、それはどうせ向こうに使わせているから、くれたらいいでしょうというふうに見えるかもしれませんが、そうはいかないと。あくまでも村が事業主体で建てたもので、村が使うと、対応は農協ということでやって、そういう事業の性格上、そう単純にいかないということで、いわゆる指定管理制度でこれを継続させているということでもあります。た

だ、これがその後、いろいろな検査等で問題点も若干指摘されまして、その後については、行政から農協へ補助金を流すと、そちらが主体で建てなさいということで、こういうふうに変わっています、今。ただ、かつてはそういう形でやってきたと。ですから、ただもうくれてやるというわけにはいません。そういうことでございます。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 補助事業の網がかかったのは、これですね、これはわかります。でも、建物というのは、何でも施設でもそうだけれども、その償還みたいな網がかかっていない使えるものもあるでしょう。その償還期間が例えば30年なら30年とあると。それでこの補助金の網がかかったやつでは手もつけられないと。それ終わった後はくれるというのはどうも言葉がいいか悪いかだけれども、でも考えてみたらどうせ使わせているのであれば、逆にそういう無償貸与という形ではなくて、初めからこれは旧保育所とか、そういうのはどうなっているのか、それも同じだということ、役場のものだ。土地は役場のものでもいいで、施設もそうなのですか。だから、やっぱりそういう形で見直さないと、せっかく20%か何ぼしかない自主財源だも、何ぼかずつでもそうやってやったほうがいいと思うのだけれども、その辺はどうなのか。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） 実は、保育所の場合、今、聞きました。そしたら建物については無償譲渡ということであります。私もやって、その辺ちょっとあいまいでしたが。農業関連の施設、これは実は、そこそこの発注官庁によっての見解が本当に違うのですよ。例えば、建物でなくても補助を受けた施設であっても、機械であっても、ほとんど使えない状態でももういわゆる廃棄するわけにはいかないよということで、そうやっているのあります。例えば、カキ展示館、あそこも何とかあれにつなげてやりたいということだったら、だめだと、そのいわゆる国が農政局が。ですから、今の場合もほとんど農水省の補助を受けていますので、これは確認しなければなりません、恐らくまだまだ原則はコンクリートであれば、40何年だとか、そういう耐用年数期間がもう必ず網がかかるというふうに、今まではそういう状況だったのですよ。ですから、いわゆる無償で貸与、いわゆる指定管理の制度ということで、これにのせてやっているということであります。改めてこの辺規制が緩和されましたので、もう1回確認はしてみます。みてそうなれば、これ当然固定資産税ということにもなります。だけれども、今まで実はそういう建物の性格上、固定資産税を納めれば当然農家からいわゆる利用手数料を高く取ると、そうなる可能性もあるから、何とかという実は方向性だったですよ、農業振興策のために。その辺はもう一度緩和されているかどうか、そうなってくれば、いわゆる今度町として、その建

物にかかわる税収というのも、これは何ぼでも取ったほうがいいと思いますので、確認はしてみます。

○議長（田中正樹君） 8 番。

○8 番（三上正二君） 固定資産税取れば農家から多く取るからだめ、でもそれはそれでわかるのですけれども、ただ、いずれにしても、合併したとなれば、この天間地区、七戸地区という形の中でみんな5年もたっているのですけれども、同じ状況になればと思いますので、そういうことでお願いします。

○議長（田中正樹君） 14 番。

○14 番（田島政義君） 私、農林課長、今町長言うように、私の質問の趣旨をちゃんと聞いて、私は合併、今度また農協のさらに合併があるから、そういう施設があるのかと聞いているだけですから、では、そういうのは貸与年数が何年の、今町長言うのはあれであれば、これは貸与できないとか、これはあと何年償還が残っているととかというのは、そういうもののを聞いているのであって、だから、そういうのをきちんと出してください、後でいいですから。

○議長（田中正樹君） 12 番。

○12 番（松本祐一君） 9 ページの地方交付税のことで、ちょっとお尋ねします。

昨日、盛田議員さんから地方交付税のこと、町づくり交付金とか電源対策交付金のことが質問なされましたが、私、過疎債、七戸町にとっても有利な起債ができる過疎債についてお尋ねしたいと思うのですけれども、その過疎債の3年ごとの見直しだと思っているのですよね。そしてまだこれ過疎債の起債を起こしてもいいよという決定になってないと思っているのですけれども、その辺の状況、町長さんわかってたら教えていただければなと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 努君） 過疎法については、今年度いっぱいがまず期限ということであります。そして、実はこれ何回ももう県、国でこれを延長するというので、全国的に要請活動をしております。恐らく情報では何か延長されるような情報も入っていますが、これは決まってみないとわかりませんが、そういう今要請をしているという状況です。

○議長（田中正樹君） 12 番。

○12 番（松本祐一君） そういうわけで、ぜひ有利なあれですから、ぜひ皆さん頑張って起債を起こせるようにしていただきたいなと思います。そういうわけで、平成21年度では、その過疎債の償還が交付税にどのくらい入ってきているものなののでしょうか。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） お答えいたします。

手元に資料がありませんので、具体的な数字というのはないのですけれども、過疎債の発行条件として、元利償還70%は算入財政需要額にカウントしますと。ただ、交付税の性格上、それがそのまま100%カウントになってきているかというと、私ども事務担当

者からすれば、うーんというふうなところにはあるのですけれども、額面上はそういうたい方といたしますか、表記の仕方ではやっているという状況でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、歳出に入ります。

14ページ、1款1項1目議会費から、19ページ、2款5項1目統計調査総務費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に20ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、24ページ、4款2項3目下水処理費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に24ページ、6款1項1目農業委員会費から、29ページ、9款1項3目消防施設費まで発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） 二、三点、まず、25ページ、7目の農業振興費の農産物加工処理施設建設事業費補助金、これ先般のときにかかったのでしょうかけれども、こういうのはこれは非常にいいことなのですから、ついては、これ天間地区のものだと認識しているのですけれども、もし、これ農協関係の施設なはずですから、これ御存じのようにこの七戸町には二つの農協がありますので、そういうもしこれ七戸地区からでもそういう要望が出ているのでしょうか、もし出たとするならば、それはどういう形になるのでしょうか。それが1点。

それから、農業委員会の局長にお伺いします。

農業委員というのは準公務員の扱いになるのでしょうか、農業委員というのは。もしそうすると、その知り得た情報とか、そういう形はどういう扱いになっているのか、それを答えてください。

それから、農林課からお願いします。

土地改良区というのは、農林課の管轄だと思うのです、土地改良課というのはないから。これわかったら教えてください結構なのですから、土地改良区の組合員という形は、その名義変更とか、資格喪失とか、そういう形のものはどういう手続をなされてたのか、それをお知らせください。

以上です。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） まず、第1点目の各農協の補助金関係でございますけれども、実際今回計上しているのが、東北天間農協でございます。それで、先日でございましたけれども、八甲田農協さんよりも陳情ございました。それで、現在のところ、これからの計画といたしますか整備したいということの陳情でございますけれども、申請があった場合

ですけれども、町としては同じ状態で一応今後前向きに考えていきたいと思ってます。

それから、土地改良区の組合員の変更でございますけれども、ちょっとこれにつきましては私内容的に余り詳しくはございませんけれども、変更するものがその家族といいますか、それで協議して代表といいますか変更の名義をかえるものだと私は認識してございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大村清隆君） お答えします。

農業委員は地方公務員に準ずるということで、地方公務員法の適用になりまして、その中の第34条に秘密を守ると、秘守義務ということがうたわれております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 加工施設のほうについては、皆さんもご存じのように、八甲田の農協が再合併するわけなのですが、ただ、それに当たってもやっぱりこの七戸町の地区ではトマトがかなり残りそうらしいのですよ。だから、この農協は例えば合併してかわったにしても、その地区内という形の中では、そういう形でこの前も組合長さんが言ったけれども、何とか有力な形だから何とかお願いできないものかという話がありましたので、その辺をお願いしたいと思います。

実は、皆さんにもこれ手紙来ていると思うのですけれども、この農業委員会のことについて来ているのですけれども、ただ、確かに私も農協の理事をやったので、やっぱり知り得た情報というのはすべてはそうだとは言わないにしても、個人情報というのはかなりあるのですよね。それがために、そういうものをみだりに他言するという形にすれば、そのために5枚だか6枚は皆さんにも来ていると思うのですけれども、やっぱりこういうのはその家族では大変なことになっているわけですよ。ましてや、さっき改良区の形の組合資格のことを聞いたのですけれども、たしかここにいらっしゃる農業委員会の会長が改良区の理事長でもあるし農業委員長でもあるのですけれども、それをお知らせしておくけれども、例えば、私の妻が組合員だとする。じゃ、それを私が会員にかえるとしたときには、本人の承諾書なくしてこれはできないはずなのですよ。けれども、この中にいるのですけれども、私もちょっと疑ったのですけれども、自分がかえられたのだけれども、自分では承諾した記憶がないという形でもあるし、また、ましてや旦那さんが亡くなって自分は子供はあるし、義父というのですか舅さんと一緒に暮らしているのですけれども、その中でこの土地みんな買うくらいだったら別のこっちの借金も払わなくてもいいのかと、ごたごたして大変わけです。だから、これが出たのはこの文面からだけを聞くと農業委員会の会長だったという話の下りにあります。もしそうだとするならば、そけこそ農業委員会というのは何のためにあるのだと、家族もめらされてそういうことのためにあるものではないと思うのですよ。だから、その辺のところはどういうふうに認識するの

か、まず委員の会長よりもまず先に局長から聞きます。

○議長（田中正樹君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大村清隆君） 私は手紙を見ておりませんので、質問にお答えすることはちょっとできません。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） お答えする前に、確認をしたいのでありますが、先ほど、公務員に準ずるか準ずらないかという答弁は局長がおっしゃいましたし、全くそのとおりでありまして、この公務員法を守っているか守っていないかというふうな質問でよろしいでしょうか、確認しておきます。いいですか。

私は、この最終的には議員の皆さん方全員に迷惑をかけることになったわけですが、この件につきましては、今日の議会が終われば本人宅を訪れて、る説明する予定になっております。そういうことで、いずれにしても、皆さん方に迷惑と心配をかけることになったということは、この場をかりて、私ひとつ指導力の不足な点はあったのかなと、こう思っているところでありますが、皆さん方に届いた手紙の内容は、委員会の会長も来ての、名前も挙がっているようでありますけれども、この本人の今回の土地のいろいろな流れの関係のことにつきましては、地主から土地改良の理事長相談に来てくれと、こうお願いがありました。しかし、要件は何ですかと、実は私のところに今ほかのお客さんも来るので、おたく様のほうが来るわけにはいかないと、こういうことから、私の家で相談を受けたのが事実であります。これは地主の方であります。

それから、公務員法云々ということについては、これは若干の手紙出された方々と私との認識のずれというのがあるのではないかなと。私は、個人情報なりプライベートなことについては、農業委員会の総会等でもくれぐれも気をつけるようにと申し上げてきた私の立場でありますから、申し上げた私から破るようなことはいたしませんし、してもおりません。ただ、認識のずれというのは当事者同士、いわゆる簡単に申し上げますと、地主、それから貸した人、借りた人、この中に問題が生じた、どうすればいいものだと、こういう相談を受けたのが私であります。でありますから、この4人の中で申し上げたことについては、何ら公務員法に触れてるものではないという私は認識をしています。だから、それ以外は外へ出て、申し上げたりなんかしたことは一度もありません。

以上です。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） じゃ、その知れ得た情報を流した記憶はないと、やってないということ、いいのですね。

この全部読めば長いから読めないけれども、この下りの中に、要するに借り貸しの部分の部分のやった人は、借り貸しの借りてる側のところに行って、あなたはこう言ったと言ってますよ。この契約を解除するのは、その買った人が土地を購入するために契約を解除するのだと。買うためにということは農業委員会の3条の許可でしょう。買うためとい

うことは、契約解除とかそういうのは、これはその契約解除の部分をそれ農業委員会の管轄だけれども、土地改良区のある土地とか、そういうのはこれ別でしょうけれども、借り貸しとか、買うためにというのは3条でしょう、農業委員会でしょう、改良区ではないでしょう。それをあなたは、いや、ここだけの話なのだけれどもという話でしたと言ってますよ。その辺のことはどうなるのだろうか。ただ、それはそれで、逆にあなたは、これちょっと農業委員会の立場だし、あなたが同じ立場であえて聞くのですけれども、例えば私が土地の地主の名義人だと、でも、うちの家内が土地改良区の名義だと。でも、その場合、我が勝手に行って我が取りかえるからと、その本人の組合員の承諾なくしてやれる問題かい。もしやったとすれば、それをいいですよと、主に認めたのはだれの権限で認めるのですか。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） まず、何回も申し上げるようで申しわけありませんが、私の指導不足でここまで皆さんに御迷惑かけたということに対しまして、この場をかりて謝ります。と同時に、今後、この件につきましては、委員会を招集して、いろいろみんなと相談した上で、統一見解を出して皆さん方にその結果を御報告申し上げたいと、こう思っています。ひとつ、よろしく願いいたします。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 先ほど、あなたは見解の相違があると。ということは、こういう問題で大変だという人と、あなたのほうとの見解の相違があると思うのですよ、ずれというものが。だから、恐らく私の言い方も片方しか聞いてないし、だから、ここでいくら論議してもだめですけども、ただ、委員会で検討する、委員会開いて統一見解出すというのはいいのですけれども、じゃ、その当事者の人たちはどうなるのですか。その人たちの話のほうがそういう委員会の中にその人たちを交えて話はするのではないのですか。議長、その辺。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 統一見解を出すということはもちろん当事者も来ていただいて、みんないたところで意見を聞きながら委員会を開いて、まずまとめを見たいと、こう思ってますが、ただ、先ほども申し上げましたけれども、見解の違いというのは、先ほど8番議員さんから公務員法にという質問が出ましたから、そのいわゆる個人情報、プライベイト的なこと、このことにつきましては私は見解の相違ということを申し上げました。というのは、関係者同士で話をすれば違反ではないと思ってます。（発言する者あり）

○議長（田中正樹君） 8 番。

○8 番（三上正二君） 当事者の方というのは、できましたらあなたのそれこそ見解の相違になれば困りますので、当時はあなたは、だれとだれとだれという形、何名と考えていますか。

○議長（田中正樹君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 今まで相談受けた地主の方、それから借りた方、それからそこのお嫁さんと、それに私と、この4人であります。この関係者だけで話したことは公務員法に触れるはずがないと、こういうことを申し上げているわけです。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時13分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

農業委員会会長。

○農業委員会会長（佐藤午之助君） 人数の関係であります、3人に来ていただいて、田んぼの地主と畑の地主と地主違いますので、田んぼの地主の方と畑を売った方、それから田んぼを借りている方、それから嫁さんと。

○議長（田中正樹君） 8 番。

○8 番（三上正二君） とにかくあなたを入れて全部で5人になるわけですね。農業委員全部の中でやるのですけれども。わかりました。

○議長（田中正樹君） 次にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に29ページ、10款1項1目教育委員会費から、35ページ、13款2項10目奨学資金貸付基金費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

16 番。

○16 番（白石 洋君） ちょっと25ページの農産漁村の活性化プロジェクトのことで、農林課にお尋ねしたいのですが、ここのところで、農産物直売建築監督云々くんぬんというので45万円減額になる、あるいは農産物の施設建築工事で300万円というのは、これは工事入札減か何かでこうやるものですか。

と申し上げますのは、非常にそういうやり方もあるのでしょうけれども、順に見ていきますと、この45万円の減額をしましたと。次には、今度は施設のこの商標の出願の業務委託でまた45万円を組みかえていくと。それから今度は、農産物直売の施設の建築工事の300万円余ったのが、次のページへ行って農産物直売の施設の備品の購入になっているわけですね。そしてまた、もとの25ページに戻って、農産物直売の施設の機械のやつを今度は63万円減額して、今度はこれ今度はカキの展示場の下水道の接続工事費に

行っていると。これは事実上ないわけではないかも知れないけれども、同じ数字が行ったり来たりしているというふうなことになる、どうも我々から見ると随分どんぶり勘定のその予算の計上しているのではないかと、口は悪いけれども、そういうふうに見えるを得ないし。それから、300万円のこの備品を買うというのは、これはどんなものを買うのか。そしてまた、この接続するために、こういう仮に入札の残であれ何であれ、こういうようなものが今の時点でその時期に63万円のこの下水の接続の工事費を計上するなんていうのは、非常に用意周到と言われないふうな気が私はするのですが、その辺は一体どうなっていますか。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

委託料の関係でございますけれども、これにつきましては、まず、工事の管理委託料の残額を、急遽施設の名称を今11月20日まで募集してございましたけれども、その施設の名称の商標登録というふうな部分が出てきましたものですから、今回の補正で前の管理業務委託料の残金をそのほうに新しい項目を設けて、予算の配置をしたと、そういうふうな形になってございます。

それと類似してございますけれども、工事費のほうから新しく工事費、それから備品購入ということに予算を計上したわけでございますけれども、これにつきましても、例えば建設工事のほうから300万円減額してございますけれども、この予算の範囲内とちょっとあれなのですけれども、補助金の範囲内での同じ目の予算内での組みかえということでございます。

それで、26ページのカキ展示館の下水接続工事費63万円計上してございますけれども、これにつきましては、当初農産物建設する時点では接続というふうな予定はなかったことでした。それで急遽いろいろ物産協会さんとも協議しましたけれども、こちらのカキ展示館のほうも一応建設した暁に休憩所、それからカキの展示場ということで結構水も使うということで、結局下水のほうに急遽接続すると、そういうふうな形で計上してございます。

それから、備品のほうの300万円、工事費の入札等の減のほうから300万円計上しているわけですが、これにつきましては、当初のレジのシステムの関係でございまして、それに対しまして物産協会よりレジの機能の追加ということで、結構強い要望がございまして、それでレジの機能を高めるための予算ということでございます。

内訳といたしましては、レジ現在の4台、それから新設4台を予定してございまして、8台。その機能を一括して管理したいと。それから、農産物を出してもらうわけですが、その後会員の農家の方に、今はやっているといったら何ですけれども、販売の状況をメールで流すと、そういうふうな機能もぜひともお願いしたいということで、強い要望がございまして今回計上したものでございます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） 中身のことは、それなりの理由があるから、こういうことでやると。残が出たからそういうふうな組みかえを可能だろうと、これはわかるのですよ。それそのとおりでしょう。私の言っているのは、減額したり何かした場合には必ず100万円なら100万円が減額になったのだという場合には、これをその100万円を振りかえて組みかえする時点で、それそのものが100万円ではないわけでしょうね、必ず95万円だとか、80万円とかというようなことになるのだと思われるのですが、あるいはまたそのことをやることで足りない分だって、これはあると思うのですよ。

ただ、今言っているのは、みんなこの減額になった分が振りかえられて同額で来るというのについては、ちょっと解せないなと思うから、私は聞いているわけですよ。その範囲内でいいのだということだから、それでいいのだということになれば、それはそれまでかもわからないけれども、私はやっぱり予算というのはそういうものではない、組みかえしたりなんかする、そういう問題ではないと思いますよ。何ぼであろうとも自分たちはここに金額を明記する以上は、全部これ見積もりとったり、いろいろなこととあれすることによって、みな工事費であり、何であれ、みんな見積もり取りなんかしてやっているわけだから、それを金額を出して、その範囲内でやるべきだと私は思ってますよ。そうでないものは一般財源を持ち出さなければならないとか、さまざまなものあるでしょう。そのことを私は言っているのですよ。こういったスタイルでやってれば、いや、計上しましたと、いやいや、余ったので補正予算組めばいいのだという考え方だけでは、これは財政課長からももうパンクしますよ。どこがその真意があるのだから、わからないで、いやいや、余ったの返せないから消すと、そういう予算の組み方は私はしてほしくないし、あつてはならないことですよ、これは。その辺のことを私言っているのですよ。その辺のあたりどうですか、これ全課これを主体でやったら、大変なものですよ、この銭のないときに、その辺のあたりどう思っているのですか。それでなくても、副町長からこれ答弁いただきたいなと思ってますよ。これではだめですよ。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（大平 均君） おっしゃることはよくわかります。今回いわゆる今予定しているのは、前から予定された補助金の中でできるということで、その財源の内訳見ればわかるのですけれども、そういう関係で一般財源で見ていたのを補助金の中でどこまでできるかということで協議した結果、こういうのができるという形になりましたので、執行するというので、また額についてもきっぱりこのまま施行することになるということにはならないと思います。すばつと300万円とか、そういう形にはなかなかいかないとは思いますが。厳密にやりたいと思ってます。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 副町長、それならどんぶり勘定だべさ。300万円でしっかいかないと、まず農林課長、この意匠登録するのに45万円もかかるのかい。特許庁かどこかに登録するの、それともあれば全部県は印紙でしょう。45万円分の印紙を張って出

すの、中山間の意匠に。だから今言っているのですよ。全部どんぶり勘定でしょう、あんた方は。工事の63万円の接続のこれ、あんた当たり前の話でしょ、お客さん行ったらその下水に流すのは。したら、あなたのさっき言ったメールに出すというのは前の議会で説明したでしょう。レジ直す、こういうのもやり機能します。だから、このくらいかかりますと説明終わっているのですよ。それで今度組みかえ直して、また同じ説明しているのですよ、物産館協会のほうから強い要望がありましたって。前のときは何の要望で説明したの、そういうおかしいのが出てくるのですよ。だから、ちゃんとやるときはやっぱりきちっとした見積もりをもらってやらないと、今副町長答弁するように、300万円でいかないと思いますけれども、とりあえず300万円。とりあえずのそんな予算書、あとは何千万円でつくときあるのに、そういう組みかえのときには、それで同じ同額を入れかえするという。だから、意匠登録する場合には印紙が何ぼかかって、何ぼで、どういうのをやって名称を募集してどうだったのか、説明しなければ我々議員が聞かれたってわからないよ。そ辺どうなってます。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） お答えいたします。

商標登録の関係の委託でございますけれども、これが先ほど申しました名称の応募等が現在4,000強ございまして、それで現在整理している状態でございます。それに基づきまして、できれば2月中にプロジェクト推進協議会ではっきりした名称を決定して、その上、この名称に基づきまして、弁理士等に名称の類似、そういうふうのがないかどうか確認していただいて、それで登録するということの弁理士の委託料でございます。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） まず、わかりました。

あなた方、何でもかんでもそれは頼む気なら、私は私個人でできる、役場の職員でも担当課でもできるのですよ、こういうのは。必ず特許庁で聞くでしょう弁理士使うと高いけれども、あなた方が申請しますと聞くでしょう。職員がいるでしょう。何でもかんでもそうやって物を高く高く頼むというのはおかしいのでないの。だから、明細を出せと言われるのはそこなのですよ。やれるものを自分のところでやればいいではないですか。我々だって、とっても高いから自分たちで出すんです。2,000円か何ぼで終わるのですよ。2,000円か3,000円で終わるのと、45万円もかける、おかしい話だと、本当に使い道ないのかい。だから、どんぶり勘定だって言われるんです。わかりました。きちっとしたのやっておいてください。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 七戸町の町有地に個人が勝手に木を植えているというふうな場合に、町のほうではそういう人に対してどういうふうなことを、それ許しておくのか、あるいはそれについての町の権利が侵害されたからということで、（「補正予算のどこに該

当しているのですか。」と言う者あり）天間林の大平71番地の国道の横の…。 （「この補正予算のどこに関連した質問ですか。」と言う者あり）

これは、ちょっと別のところでやります。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第88号平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第5 議案第89号

○議長（田中正樹君） 日程第5 議案第89号平成21年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第89号平成21年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第6 議案第90号

○議長（田中正樹君） 日程第6 議案第90号平成21年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第90号平成21年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第7 議案第91号

○議長(田中正樹君) 日程第7 議案第91号平成21年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑に入る前に、本案に関連して9月定例会における答弁の積み残し分がありますので、担当課長から説明をさせます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(田中順一君) それでは、9月定例議会において、三上議員から質問のありました介護サービスについて、お答えを申し上げます。

質問のありました事案の概要でございますが、施設のデイサービスを利用している80歳代の男性が、デイサービスを利用した当日の帰宅直後に、ベッドで呼吸困難になり救急搬送されましたが、心筋梗塞で亡くなったということでございます。

この事案について、当課では施設には9月15日に、亡くなった方のその日の利用記録の提出があり、それに基づき聞き取り調査を行いました。そして、遺族の方には10月5日に聞き取り調査をいたしました。

施設への調査でございますが、デイサービス中における事業所の対応に起因するものであるかどうか、聞き取り調査のみから判断するには限界がありました。また、県に監査を要請するとしても、今回の聞き取り調査のみで県へ情報提供するにも判断に迷うところであり、結論までには至りませんでした。

遺族への調査でございますが、聞き取り調査時には既に県の国保連合会に相談して、苦情相談の方法の情報提供を受けており、今後の推移を注視していくのがその時点での最善の方法であると思われましたが、遺族からの聞き取りの最後に、数日前に施設の方と話し

合いを持って納得のいく結論に至ったとのお話がありました。

この事案を受けて、介護保険制度の公的性格から、質的向上をなお一層図っていかねればならないと痛感しているところでございます。

多様化したニーズに対応した適切なサービスの提供を図ること、並びに地域福祉の質の向上を目的に、保健所職員、町内各事業所、健康福祉課職員で構成する七戸町地域ケア会議を毎月1回開催して、介護サービス提供事業者及び介護支援専門員の指導・支援等々についての事例検討、勉強会、情報交換を行っておりますが、今後はこの事案はもちろんのこと、特異なケースについては、情報交換、話題提供して、ともに情報を共有して、サービス利用者やその家族の要望に沿ったサービス提供がなされているか確認してまいりたいと考えております。

また、サービス提供施設を訪問して利用者の声を聞く相談活動等のため、介護相談員3名を委嘱して、介護サービスの質の確保及び向上を図っているところでありますが、今回の事案についての情報を伝達し、今後の相談活動に当たっては、漫然と業務をこなすのではなく、常に目配り気配りしながら対応するように指示したところであります。

この事案を契機に、介護サービス事業者にはより一層の良質で、かつ適切なサービス提供を求めていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 説明が終わりましたが、これに何か質問はありませんか。

8番。

○8番（三上正二君） 9月の15日、施設の聞き取り、でも事故報告、事件報告、何て言うのかな、それは役場のほうでは、こういう問題があったということで出てこないということは、書類的な問題がなかったということ解釈していいのですか。ところが、私もちょうどたまたま、さっき言った施設の方々と一緒にいたのですよ。そのときにこういう記録書のコピーをもらってました。確かに最初に県のほうに訴えるとか訴えないかとかという話も出ましたが、知らない人でもないし、その分は和解したのですよ。ただ、そのときに、名前は伏せますけれども、そのナンバー2だかナンバー1だか、ナンバー3だか、2人来たのですよ。でも、私たちのほうでこういうので落ち度あります。もしこれが一番最後に送っていった人ならば、このバスの中で死んでたでしょうと。その分認めますと言っているのですよ。認めているのですよ。でも、書類的には出てきてないでしょう。確かにこれからはこういう形の中では対応はしますと言ってますけれども、書類的には事件がなかったことでしょう。なぜこんなことを聞くというのは、一番の弱者ですよ。

この前、9月のときにも言いましたけれども、途中において、朝行って、夕方帰るまで、その間の中に何回か検温して、熱もどんどん上がってる、脈拍も血圧も上がってる、昼飯もたべられないと、カロリーメイトかなんか食べさせたと、そういう状況だったのですよ。でも、これはいいとしても、この問題がこのままになったならば、これが氷山の一角だと思うのですよ。要するに書類というのは何も事故報告書も何も出てなければ、要す

るに事件がなかったことになりますもの。その人に聞いたら、先般、副町長のところに行って口頭でありますけれども、話している、口頭は口頭、何も上がってきてないもの、何もなかったということだもの。

例えば、今回みたいに送っていて、最後のすぐにこういうふうになったから、これ問題になったのであって、でもそれは自分たちに非がありましたと、ちゃんと認めているのだよ、施設側は。それだから訴えるとかそういうことではないのですよ。ただ、もしこれがでもそういうふうな施設側が認めたにもかかわらず、事故報告書が出てこないというのは、そのちょっと手前によったら、ぜんぜん出でこないもの。これそこの施設ばかりではないと思うよ、いろいろな施設な説明の中にもあると思います。そのやや似たりよったり氷山の一角だと思っているのですよ。こんなことだと指導も何もできないでしょう、報告書上がってこないもの。自分たちその報告書などをもう少し詳しく調べてください。ちゃんと書類もこういう形でありましたというのものもあるから、そうしないと、このうやむやな形で何もなかったことになるよ、どうしますか。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えを申し上げます。

今のお話の中で、事業者と利用者の中で事故の報告があった云々ということにつきましては、私どもも把握はしてございませんが、あくまでも私どもとしては、事業所のその日の活動記録ですか、そういうものに基づいての調査でございますので、それ以上、例えばこれが事故ですねって、事故となるのでしょうか、どうかという、それ以上のことはなかなか立ち入って聞き取りということまでも及ばないということでございますので、その辺は御理解をお願いしたいなと思います。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 多分そうでしょう。あなた方の立場であなた方これ悪いことしたねとは言えないのだ、それ当然。けども、ただその事業者のほうで私には、自分たちも、すべてとは言わなくてもこの辺はミスがありましたと、こういうふうな自分たちのほうもミスしたと認めているのです。でも、簡単に言うと、行政側に対しては、処分があるのかどうかわからないけれども、それがあるためにそれが報告がなかったと。だから事故報告書も上がってこないのですよ。とすれば、当事者同士は、いや申しわけなかった、おれ、うちのほうが悪かったと言っているのだから、行政サイドに聞けば、いや、何も事故ありませんでした、何も悪くない。それなら、もしそうだとするのなら、今後ともそういう形のものは、これ以下の部分は全部隠される。その辺どうすればいいのかな、ちゃんとやっぱり訴えるかどうかしかなないのかな、これ。権限というけれども、報告書だけ自分たちが出せという形はできないでしょう、行政は。できるのかな。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えを申し上げます。

考え方というのでしょうか、一般的な例えば、もう明らかにだれもが見てる中であっ

て、そういう事故が発生したにもかかわらず、そういう隠ぺい工作があったとか、そういうことであれば、例えば私どもでも県に相談をして、監査等の要請ということを、これは明らかに可能であります、それ以外のものについては、基本的には事業所からの事故報告、あるいはサービスを利用している方の例えば国保連合会への正式な書面による通報、苦情と、そういうものがあって、初めて調査ということになるというのが基本でございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 8 番。

○8 番（三上正二君） その和解するに当たって、その当事者、それから事業者の形の中で、自分たちもこうでしたと、それはわかりましたとすれば、知らない中でもないし、それは告訴とかそういうのはやめまします。ただし、事業者には個人との形の中では和解したにしろ、この議会の中で質問してますので、その分についてはきっちりした対応をしてくださいという形は言っておりました。というのは、私も仕事柄上、仮に仕事をしてればどういう仕事でも、問題が起きたら、クレームが起きたというのは当たり前なのですよねこれは。やろうと思ってだれもやった人はいないのですよ。ただ、自分も仕事していれば、クレームが起きたと、そのとき何をやるかという、まず電話します、申しわけなくて迷惑かけた。そうすれば、原因が何なのですかとなりますよ。こうこうこういう形になりますと。では、次はそれに対してどういう対策しますかと、次は起きないようにですよ。それはその事業者にも言っているから、その行政の中で議会の形の中ではその対応だけはさせてくださいよと。悪かったのは悪いというのも、自分たちもやる気でやったものではないから、それはいいとしても、ただ、また起きる可能性があるから、その問題点とそれについて、今後対応をどうするのか、それはきっちり対応してくださいよと。はい、わかりましたで、それで和解なのです。原因も何も報告書、出てない、対応も何も出てないでしょう。事業者側ならこういうふうになりましたと出てないでしょう、事故報告書ないということだから。あなた方はたまたまこういう議会で問題になったら、こういう指導をしました、こういうふうな会議を開きましたけれども、その事業者そのものはそういう認識がないということですよ。

○議長（田中正樹君） 14 番。

○14 番（田島政義君） 答弁したって、押し問答ですから、だから今言った、和解したものを、やっぱりこういうので和解しましたというのを、受け取っておいたらよかった。それで報告したらよかった。そんなの出てくるよ、事業者も悪かったというのが出てきたら、それで納得するのだったら、そういうふうなのをもらえばいいでしょう。それしか方法ないでしょう。（発言する者あり）

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） それでは、お答えを申し上げます。

事業所及びサービス利用者から当方としても、聞き取り調査をしたわけでございますが、冒頭申し上げましたとおり、施設の方と利用者御本人の遺族の方が納得のいく結論に至ったということでございますが、事業者及びサービスを利用している遺族の方から聞き取りを調査して、うちのほうでまとめた見解につきまして、個人情報関係もございまして、その辺を含めて、後ほど当課としての見解を皆様のほうに資料として配付したいというふうに考えてございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号平成21年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第8 議案第92号

○議長（田中正樹君） 日程第8 議案第92号平成21年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 7ページの公共下水道の1の15のところですが、路面本復旧工事費というところの、この路面復旧費にかかわって、先ほど私が言いました町の町有地、雑種地になっていますが、そこに勝手に木を植えていると、こういう場合に、町ではそういうことに対してどのような態度をとるべきなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 財産管理の部分もあろうかということで、私のほうから答えさせていただきます。

町有地ですね、さまざまな形態の町有地がございます。そのすべてを管理というのが企

画財政課だと言われれば、それはそのとおりですけれども、現実問題として、そのすべてを見回って点検をしてという状況にないのが実態でございます。この辺は大変申しわけないという気持ちは持っておりますけれども、ただ、今、お話のございましたように、例えば境界を侵入して植栽をしているとかというふうなものにつきましては、例えば工事等でわかるという場合が大変多ございます。そのときは現地に出向いて、その植栽をした方々と協議の上、解決するというふうな対応の仕方で、現在までそういうふうな対応で来ているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） 町のほうで全部の町有地を全部見て管理するというのは、これは大変なことだというのは、これははっきりわかるのですが、そういうのがわかったところでは、今言ったように、復旧工事とか撤去とか、そういうものについて厳正な態度をとっていただきたいというふうにお願いしておきます。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 9 2 号平成 2 1 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第 9 議案第 9 3 号

○議長（田中正樹君） 日程第 9 議案第 9 3 号平成 2 1 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第93号平成21年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第94号

○議長（田中正樹君） 日程第10 議案第94号平成21年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号平成21年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第11 報告第16号

○議長（田中正樹君） 日程第11 報告第16号平成20年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告書についてを議題とします。

これより、質疑を行います。発言を許します。

16番。

○16番（白石 洋君） これちょっと見ていたわけでございますけれども、いわゆる法の改正が行われて、これ一般に公開、あるいはまた議会に報告するというふうなことなのですが、よくわからない点もあるものですから、ちょっとお尋ねをしたいのですが、このいろいろな教育に携わる事務的なものとか、いろいろなことを載っているわけですが、ただ、ちょっとわからないのは、例えば、過去にちょうどこの報告書をつくる年に、前の年ですか、いわゆる幼児の問題等もありましたものですから、まずそういったものはこう

いうものにいろいろな意味で反映されてきているのかなというふうな思いもありました。

それからまた、教育委員会そのもののことに対することも、どんなことがこの議論されたり、あるいは学校に、あるいはまた国からのいわゆる三法がかわって法律がかわってきておりますものですから、そういったことをあわせてこの教育方針、あるいは社会教育方針なるもの等が、この議論されて報告がされておったのかなというふうに私は見てきたわけですが、それらがなかったものですから、この辺のあたり私もよくわかりませんので、簡単にわかるように簡潔にひとつ御説明願えればなと思っているのですが。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（米澤秀一君） お答えします。

今回の報告書作成に当たっては、県及び近隣の町村のまず報告書を参考にしてあります。これにつきましては、御存じのとおり平成18年の教育基本法が全面的に60年ぶりに改正されました。それに伴いまして、平成19年9月に先ほど議員が言いました教育三法というのですが、この中で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条に、新たに教育における教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子供を学校に預け得る体制の構築というふうな形で、この評価のものが出来てまいりました。

また、これに伴いまして、県費負担の教職員にも人材育成、評価というさまざまな評価も19年度から開始されてますが、私のほうでは、この教育委員会の制度についての、まず、評価項目というのはどういうふうにしたらいいかちょっとわからなかったものですから、また県のほうでも近隣町村でも、教育委員会の評価というのは全くやってないということで、これからは評価項目等を精査しながら、教育委員会制度の中身まで突っ込んでそれをやっていきたいと思っています。

以上です。（「わかりました。」と言う者あり）

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終了します。

これをもって、報告第16号平成20年度七戸町教育行政事務及び事業の点検・評価に関する報告書についてを終わります。

---

## ○日程第12 発議第6号

○議長（田中正樹君） 日程第12 発議第6号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおりですので、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、提出者の説明、質疑、討論を省略する

ことに決定しました。

これより、本件について採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第6号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第13 委員会報告書について

○議長(田中正樹君) 日程第13 委員会報告書についてを議題とします。

本件については、平成20年度第4回定例会において所管に属する事項調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会から調査報告が議長のもとに提出されております。

各常任委員会からの報告は皆さんのお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、企業誘致を促進すべきである、一つ、防災行政無線の改善を図るべきである、一つ、町税等徴収体制の強化を図るべきであるの3件。建設産業常任委員長の報告は、一つ、弱者に優しい道路及び建設物の整備を図るべきである、一つ、生活道路及び生活排水路を計画的に整備すべきであるの2件。文教厚生常任委員長の報告は、悪臭問題の早期解決を図るべきであるの1件。

以上、6件を町長に要請すべきであるとするものであります。本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書においては、各常任委員長の報告のとおり町長に要請することに決定しました。

---

### ○日程第14 閉会中の所管事務調査申出書について

○議長(田中正樹君) 日程第14 閉会中の所管事務調査申出書についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、皆さんのお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議

会運営委員会から、平成２２年１２月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申し出のとおり、平成２２年１２月定例会を期限とする閉会中の継続調査をすることに決定しました。

---

#### ○閉会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

なお、陳情第４号は、お手元に配付の陳情文書表により資料配付とします。

これをもって、平成２１年第４回七戸町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 ０時０２分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 21 年 12 月 9 日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員